

産業廃棄物処理業者に対する行政処分を行いました

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の3の2の規定により、下記のとおり行政処分を行いました。

1 被処分者

住 所 長野県須坂市大字小河原657番地 1
氏 名 株式会社巳代志
代表取締役 池田 智一

2 処分の内容

産業廃棄物収集運搬業の許可の取消し

3 命令書交付日

令和7年6月10日

4 処分の理由

被処分者は、令和7年5月22日に長野地方裁判所において、破産手続の開始決定がなされた。

このことにより、被処分者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号。以下「法」という。)第14条第5項第2号イに規定する法第7条第5項第4号ロに該当するに至ったため(法第14条の3の2第1項第4号該当)。

6月は環境月間

未来のために 出来ることから

環境月間中の
県の取組は
こちらから
(長野県公式 HP)



(問合せ先)

担当 環境部資源循環推進課 廃棄物審査係
高橋、小松

電話 026-235-7164 (直通)
026-232-0111 (代表) 内線 2829

FAX 026-235-7259

E-mail junkan@pref.nagano.lg.jp